掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引時間	測定精度が保証される最小時間（バースト波の場合は、１バーストの継続時間以上）
データ点数	400点以上
掃引モード	連続掃引
検波モード	サンプル

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、連続送信状態又は継続的（一定周期かつ一定バースト長）バースト送信状態とする。

⑵　拡散符号を用いるものは、試験拡散符号に設定し、標準符号化試験信号で変調する。

⑶　２つの周波数セグメントを同時に使用する無線設備の場合は、同時に２つの周波数セグメントの送信を行う。

⑷　送信の偏波面は、試験機器の使用状態と同様とする。

⑸　複数の空中線を有する場合であって、空中線電力を制御する機能を有するときは、それぞれの空中線ごとに電力制御を最大出力となるように設定する。

4　測定操作手順

⑴　試験機器及び測定用空中線の高さと方向を対向させる。スペクトル分析器を２⑴のように設定し、掃引及び不要発射の探索を行う。

⑵　スペクトル分析器の周波数の精度を高めるため、掃引周波数幅を100MHz、10MHzと順次狭くして、その不要発射の周波数を正確に求める。

⑶　⑵で探索した不要発射の各周波数について、次のアからキまでの操作により不要発射の振幅値を測定する。

ア　スペクトル分析器を２⑵のように設定し、試験機器を回転させて不要発射の受信電力が最大となる角度に調整する。

イ　測定用空中線の地上高を試験機器の空中線を中心として±50cm程度の間で変化させ、測定用空中線の向きを調整して、不要発射の受信電力が最大となる位置を探し、この位置でのスペクトル分析器の測定値を「Ｅ」（不要発射がバースト波の場合は、バースト内の平均値を「Ｅ」）とする。

ウ　試験機器を台上から外し、置換用空中線の開口面を試験機器の開口面と同一位置に設定して、置換用の標準信号発生器から同一周波数の電波を送信し、受信する。

エ　置換用空中線を回転させ、受信電力が最大となる方向に調整する。

オ　測定用空中線の地上高を置換用空中線を中心として±50cm程度の間で変化させ、測定用空中線の向きを調整して、受信電力が最大となる位置にする。

カ　標準信号発生器の出力を調整して、「Ｅ」と等しい値となる電力P_S又は「Ｅ」に近い値（±１dB以内）として「Ｅ」との差から換算した電力P_Sを記録する。

キ　次式により、不要発射の電力を求める。

不要発射の電力（dBm）＝$P_S+G_S-G_T-L_F$

P_S：標準信号発生器の出力（dBm）

G_S：置換用空中線の絶対利得（dBi）

G_T：試験機器の空中線絶対利得（dBi）

L_F：標準信号発生器と置換用空中線間の給電線の損失（dB）

⑷　複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線において測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　試験結果は、４で測定した不要発射の測定値を許容値の周波数区分ごとに最大の１波をμW／MHz単位で周波数とともに記載する。

⑵　複数の空中線を有する場合は、それぞれの空中線の測定値において各周波数ごとにおける総和をμW／MHz単位で周波数とともに記載する。

6　その他

⑴　２⑵において、振幅測定時のスペクトル分析器の検波モードは、サンプルの代わりにＲＭＳを用いることができる。

⑵　⑴において、不要発射のバースト時間率（注）を不要発射周波数ごとに求めた場合は、２⑵において掃引周波数幅を10MHz程度とすることができる。

注　バースト時間率＝電波を発射している時間／バースト周期

⑶　試験機器の回路構成から判断して不要発射が発生しないことが明らかな特定の周波数帯がある場合又は試験機器の構成等による周波数特性により不要発射が技術基準を十分に満足することが明かな特定の周波数帯がある場合は、その周波数帯の測定を省略することができる。

⑷　試験機器の空中線が円偏波の場合において、直線偏波の空中線で測定をしたときは、水平及び垂直成分の測定値の電力和とする。

⑸　５⑵において、各周波数ごとにおける総和を記載する場合は、それぞれの空中線の測定値が、許容値を空中線の数（注）で除した値を超える周波数において１MHz帯域内の値の総和を求める。なお、全ての空中線において許容値を空中線の数で除した値を下回る場合は、それぞれの測定帯域において最大の測定値となる空中線の測定値に空中線の数を乗じた値を記載することができる。

注　空中線の数は、同時に電波を発射する空中線の数（ストリーム数等）であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で切り替えるものを含まない。

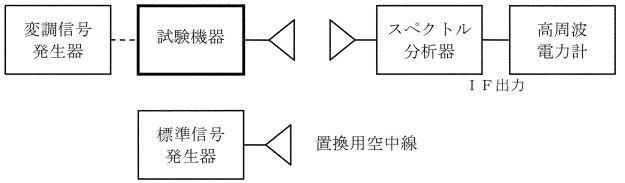
⑹　複数の空中線を有する場合であって、空中線選択方式のダイバーシティ等で同時に電波を発射しないときは、同時に電波を発射する空中線のみの測定とすることができる。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合又は空中線によって測定値が異なることが懸念される場合は、この限りでない。

⑺　複数の空中線を有する場合であって、個々の空中線ごとに送信状態又は非送信状態の切替機能を有しないときは、全ての空中線を送信状態として測定する。この場合の置換用空中線の設置位置は、試験機器空中線の中心位置とする。

十九　空中線電力の偏差（アンテナ一体型）

1　測定系統図

⑴　１MHz当たりの電力測定の場合



⑵　総電力測定の場合